

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第37号

静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

静岡県港湾管理条例（昭和36年静岡県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第2待合所の項使用料の欄中「860円」を「920円」に改め、同表港湾関連団体用業務室の項使用料の欄中「1,290円」を「1,330円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県港湾管理条例（以下「新条例」という。）第14条の6第3項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。